

2021年3月1日

「JAバンクローン融資約款」の一部改正について（事前のご案内）

2021年4月1日付で「JAバンクローン融資約款」（以下、「本約款」という。）を一部改正いたします。

本約款の改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

新旧対照表

改正後（2021年4月1日実施）	改正前（2020年4月1日実施）
<p>本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJAバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのJAバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。</p> <p>JAバンクローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。JAバンクローンの借入に先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、JAバンクローンを借り入れることができません。</p> <p>本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>第1条～第18条（省略）</p> <p>第19条（届出事項）</p> <p>1（省略）</p> <p>2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主<b>および連帯保証人</b>が組合からの請求を受領しないなどの借主<b>および連帯保証人</b>の責めに帰すべき事由により、組合が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。</p> <p>3（省略）</p> <p>第20条～第28条（省略）</p>	<p>本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJAバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのJAバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。</p> <p>JAバンクローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。JAバンクローンの借入に先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、JAバンクローンを借り入れることができません。</p> <p>本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>第1条～第18条（省略）</p> <p>第19条（届出事項）</p> <p>1（省略）</p> <p>2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主<b>（追加）</b>が組合からの請求を受領しないなどの借主<b>（追加）</b>の責めに帰すべき事由により、組合が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。</p> <p>3（省略）</p> <p>第20条～第28条（省略）</p>

以上